

午前択一

松本 雅典

1 形式

1. 組合せ問題・単純正誤問題・個数問題

	憲法	民法	刑法	会社法 (商法)	合計
組合せ	2	18	3	9 (※)	32
単純正誤	1				1
個数		2			2

※会社法(商法)は、平成18年度以降、平成21年度第27問(単純正誤問題)を除き、組合せ問題のみ

(参考)平成26年度

	憲法	民法	刑法	会社法 (商法)	合計
組合せ	2	15	3	9	29
単純正誤	1				1
個数		5			5

2. 知識問題・学説問題

	憲法	民法	刑法	会社法 (商法)	合計
知識	3	20	3	9	35
学説					0

(参考)平成26年度

	憲法	民法	刑法	会社法 (商法)	合計
知識	3	19	3	8	33
学説		1		1	2

2 平成 27 年度本試験午前択一（肢別分析表）

※「正答率」は、辰巳法律研究所の Web 択一再現（7 月 9 日〔木〕午前）に基づくものです。

※「Rank」は、以下の 3 つに分けています。

- ・ A : 70%以上 → 30 問
- ・ B : 70%未満～40%以上 → 4 問
- ・ C : 40%未満 → 1 問

※「T」はテキストまたは過去問にある肢です。テキストのページ数は、平成 27 年度向けリアリスティック発合格松本基礎講座の『Realistic Text』のものです。過去問は、平成の過去問のうち、松本が不要であると判断したものを除いたものです。

※「 $\textcircled{\text{過}}$ X」のマークをつけている問題:過去問の知識では正解にたどり着くことができない問題（2 択や 3 択までいくものも含む）

※「 $\textcircled{\text{テ}}$ $\textcircled{\text{過}}$ X」のマークをつけている問題:テキスト・過去問の知識では正解にたどり着くことができない問題(2 択や 3 択までいくものも含む)

		正答率	Rank		テキスト	過去問
第 1 問	ア	96.2%	A	T	P23	17-1-オ
	イ			T	P34	15-1-2
	ウ			T	P38	
	エ			T	P56・57	
	オ			T	P46	
第 2 問 $\textcircled{\text{過}}$ X	ア	85.2%	A	T	P145	
	イ			T	P127	
	ウ			T	P141	
	エ			T	P140	
	オ					
第 3 問 $\textcircled{\text{テ}}$ $\textcircled{\text{過}}$ X	①	72.5%	A	T	P178	
	②			T	P178	
	③			T	P178	
	④					
	⑤			T	P179	22-3-③
	⑥			T		

第4問 ⓪ ×	ア	93.1%	A	T	I・P107	24-4-イ
	イ			T	II・P321	
	ウ			T	(I・P24)	
	エ			T	I・P13	3-12-2
	オ			T	I・P14	
第5問	ア	88.7%	A	T	I・P50	19-7-イ
	イ			T	I・P48	19-7-ウ, 15-5-イ, 11-3-エ
	ウ			T	I・P47	19-7-エ, 15-5-オ, 11-3-ウ
	エ					
	オ			T	I・P47	
第6問 ⓪ ×	ア	81.4%	A	T	不I・P225	午後18-13-エ, 午後10-19-ア, 午後3-22-4
	イ			T	I・P188	
	ウ			T	I・P130	
	エ			T	I・P329	
	オ					
第7問	ア	96.2%	A	T	I・P66	
	イ			T	I・P64	
	ウ			T	II・P155	17-8-イ, 11-16-イ, 10-14-エ, 8-9-オ, 2-7-3
	エ			T	II・156	22-7-ウ, 10-14-エ, 7-16-オ, 4-15-ウ
	オ			T	I・P50	19-7-ア
第8問	ア	78.4%	A	T		23-8-エ
	イ			T	I・P340	
	ウ			T	I・P172	23-8-オ, 16-13-オ
	エ			T		23-8-イ
	オ			T	I・P171	13-7-ウ, 9-15-ア
第9問 ⓪ ×	ア	60.8%	B	T	I・P194	占有保持の訴え(15-9-オ)
	イ			T	I・P187	(22-8-ア, 16-13-ア)
	ウ			T	I・P204	1-6-3
	エ			T	I・P204	14-11-オ
	オ			T	I・P200	所有権の推定(14-12-イ)

第10問	ア	96.6%	A	T	I・P219	19-10-ア, 17-10-エ, 15-11-エ, 12-10-エ
	イ			T	I・P217	19-10-イ, 15-11-イ, 4-11-イ, 1-7-5
	ウ			T	I・P216	26-7-イ, 12-10-ア, 5-10-オ
	エ			T	I・P222	22-9-エ
	オ			T	不I・P273	(21-21-オ), 17-14-ア
第11問	ア	94.5%	A	T	I・P232	11-10-6, 7-13-ア, 4-12-5
	イ			T	I・P232	24-10-オ
	ウ			T	I・P233	23-12-エ
	エ			T	I・P233	4-12-2
	オ			T	I・P234	20-12-ウ, 2-4-1
第12問	ア	93.8%	A	T	I・P245	17-12-ア, 13-9-オ
	イ			T	I・P242	22-12-イ, 13-9-ウ, 1-3-3
	ウ			T	I・P245	22-12-ウ
	エ			T	I・P243	22-12-エ, 17-12-オ, 10-11-オ
	オ					
第13問 Ⓔ ×	ア	53.6%	B	T	I・P258	24-12-ウ, 15-14-ウ
	イ			T	I・P264	17-13-ア, 15-14-ア, 7-17-1, 2-8-2, 1-4-4
	ウ			T	I・P258, II・P62, 67	
	エ			T	I・P268	14-7-ア
	オ			T	I・P267, II・P82	
第14問	ア	83.8%	A	T	不II・P143	
	イ			T	不II・P175	
	ウ			T	不II・P188	22-15-イ
	エ			T	不II・P140	
	オ			T	不II・P211	午後12-16-エ

第15問 ⑥ ×	ア	78.0%	A	T		25-12-4
	イ					
	ウ			T	I・P341	
	エ			T	I・P342	21-15-オ
	オ					
第16問 ⑥ ×	ア	75.3%	A	T	II・P8	
	イ			T	II・P9	
	ウ			T	I・P8	
	エ			T	II・P8	
	オ			T	II・P8	
第17問	ア	90.7%	A	T	II・P62	
	イ			T	II・P72	19-19-エ, 8-7-オ, 6-1-ア
	ウ			T	II・P73	8-7-イ
	エ					
	オ			T	II・P71	7-6-ウ
第18問	ア	75.3%	A	T	II・P116	24-16-3
	イ			T	II・P27	6-8-イ
	ウ			T	II・P81	
	エ			T	II・P50	25-16-エ, 10-7-オ, 6-1-エ
	オ			T	II・P114	
第19問	ア	81.8%	A	T	II・P125	20-17-ア
	イ			T	II・P190	19-4-ア
	ウ			T	II・P190	借主のみ (7-1-1)
	エ					
	オ			T	II・P190, I・115	20-17-ウ, 19-4-オ, 1-13-4
第20問	ア	81.8%	A	T	II・P299	24-23-C, 16-24-イ, 11-18-エ
	イ					
	ウ			T	II・P297~298	16-24-オ, 12-20-オ
	エ			T	II・P294	24-21-オ, 18-21-オ
	オ			T	II・P295	18-21-エ, 14-19-ウ, 8-8-エ

第21問 ⓪ ×	ア	95.2%	A	T	I・P19	9-1-1, 5-8-3
	イ			T	I・P17	22-21-オ, 14-20-イ
	ウ			T	II・P324	
	エ			T	I・P17	
	オ					
第22問	ア	86.9%	A	T	II・P338	8-21-エ
	イ			T	II・P338	23-22-エ, 20-24-オ, 17-23-エ, 14-21-ア, 8-21-ア, 2-6-2
	ウ			T	II・P342	14-22-2
	エ			T	II・P342	10-21-イ
	オ			T	II・P343	
第23問	ア	94.2%	A	T	II・P58	22-23-ア, 1-14-3
	イ			T	II・P357	
	ウ			T	II・P35	23-23-オ, 20-18-ア, 15-23-ウ
	エ			T	I・P161	13-6-2
	オ			T	II・P360	23-23-エ, 15-23-オ, 11-22-オ, 7-21-イ
第24問	ア	94.5%	A	T	P24	7-26-1
	イ			T	P26	
	ウ			T	P51	
	エ			T	P93	22-26-エ, 14-25-1
	オ			T	P20 (24)	23-24-オ
第25問 ⓪ ×	ア	82.1%	A	T	P32	
	イ			T	P33	21-24-ア
	ウ			T	P113	
	エ			T	P33	
	オ			T	P113	3-27-ア
第26問 ⓪ ×	ア	78.4%	A	T	P128	
	イ			T	(P125)	
	ウ					
	エ			T	P122	22-25-イ
	オ			T	P124	

第27問 ⓪ ×	ア	76.3%	A	T	I・P86	
	イ			T	I・P60	
	ウ			T	I・P93	22-27-オ
	エ			T	II・P289	
	オ			T	II・P289	
第28問 ⓪ ×	ア	33.3%	C	T	(I・P213)	
	イ			T	I・P172	
	ウ			T	I・P171	
	エ			T	I・P278	
	オ			T	I・P167, I・P278	
第29問 ㊦ ⓪ ×	ア	89.0%	A	T	I・P104	18-30-ウ
	イ			T	I・P313	20-32-ア
	ウ			T	I・P315	25-30-イ, 20-32-イ, 午後16-34-イ
	エ					
	オ					
第30問	ア	77.3%	A	T	I・P439	18-35-ア
	イ			T	I・P440	
	ウ			T	I・P440	18記
	エ			T	I・P405, I・P439	
	オ			T	(I・P438)	会社法353条(18-33-エ)
第31問 ⓪ ×	ア	87.0%	A	T	II・P65	
	イ			T	II・P59・60	会計監査人のみ (19-33-エ)
	ウ			T	II・P62	
	エ					
	オ			T	II・P74	存続期間の満了のみ(3-31-1)

第32問	ア	59.5%	B	T	Ⅱ・P99	
	イ			T	Ⅱ・P111	3-40-3
	ウ			T	Ⅱ・P110	
	エ			T	Ⅱ・P106	21-31-ウ
	オ			T	Ⅱ・P115 (116)	
第33問 ㊦ ㊧ ×	ア	70.4%	A			
	イ					
	ウ					
	エ					
	オ					
第34問	ア	77.0%	A	T	Ⅱ・P250	
	イ			T	Ⅱ・P258・285	
	ウ			T	Ⅱ・P258	
	エ			T	Ⅱ・P263	15-35-イ
	オ			T	Ⅱ・P247	
第35問 ㊦ ㊧ ×	ア	66.3%	B	T	Ⅱ・P399	
	イ					
	ウ					
	エ					
	オ					

3 内容および平成 28 年度の対策

1. 各科目の平成 27 年度の特徴および平成 28 年度の対策

注意

平成 27 年度の傾向のみから平成 28 年度の対策を考えず、近年の傾向から考える。

科目	分野	平成 27 年度の特筆すべき内容	平成 28 年度の対策
憲法	人権	憲法の出題初期のレベルの易しい判例問題（第 1 問）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 22-2 および 24-1 の全肢の正誤を判断できるレベルで学習しておいたほうが安心 ・ 新しい判例の対策は重視する必要なし
	統治	条文問題の 2 年連続の出題（27-2, 26-2）	条文の音声学習を行う
	学説問題	なし	<p>テキスト掲載の学説の内容，理由および批判は記憶</p> <p>∵ 憲法の学説問題は，民法と異なり，「知識がないと正解できない」ものが多い</p> <p>→ それ以外は，（答練・問題集）・模試で問題演習</p>
民法	総則	<ul style="list-style-type: none"> ・ 代理の出題なし → 「通常は代理 1 問，時効 1 問は出る」は崩れている ∵ 平成 22 年度以降，総則の出題が 3 問に減少したことも影響 ・ 考えさせられる事例問題（26-6, 24-5）なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・ これまでどおり ・ 考えさせられる事例問題が出ることが考えられるので，答練・模試で事例問題の練習をしたうえで，本試験では総則は最後のほうに解く
	物権	占有権のうち，目的物の返還時の清算（民法 189 条～191 条, 196 条）からの出題は 14-11 以来	これまでどおり

	担保 物権	<ul style="list-style-type: none"> ・ 抵当権の出題なし ・ 根抵当権が3年連続出題(平成15年度～平成17年度以来) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 抵当権および譲渡担保権は判例知識を増やす ・ 上記以外の担保物権はこれまでどおり
	債権	<ul style="list-style-type: none"> ・ 昨年度からかなり易化 ・ 選択債権が昭和61年以降の出題 ・ 根保証の出題(17-エ)。ただし、解答を出すには不要 ・ 18-イ～オは、債権者代位権・債権譲渡・連帯債務の知識を思い出す必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 改正点を意識した学習は不要 ・ 根保証は余裕がある方のみ ・ 「事例を読み、事例の解決に必要な規定を学習した知識から思い出す」(本当の法の素養が問われる)という訓練を“少し”する必要がある →問題冒頭のテーマを見ずに問題を解く練習をしてみる(かなり実力がつく)
	親族	複雑な事例問題なし	複雑な事例問題(ex. 26-20)が苦手な方は、事例問題の対策を少し多めにする
	相続	複雑な事例問題なし	複雑な事例問題(ex. 25-22, 24-23)が苦手な方は、事例問題の対策を少し多めにする
刑法	出題 論点	<ul style="list-style-type: none"> ・ これまでどおり典型論点からの出題 ・ 知識を抽象化して、抽象化したものを当てはめられたかが問われた(ex. 24-ア～ウ) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出題実績のないマニアックな論点は、余裕がない場合は捨てる ・ 単に1つ1つの事例を記憶するのではなく、「視点」(特に保護法益からの視点)を意識して判例・裁判例の知識を増やす
	学説 問題	なし(平成16年度以来なし)	学説対立をすべて捨てるのは恐いが、過去問で出題された学説(すべてCランク)に絞って、サラッと学習する程度にとどめる
会社法 (商法)	出題 論点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社債が2年連続出題(27-33, 26-33) ・ 商事消滅時効は、かなり細かい判例知識(35-イ～オ) 	第33問・第35問が正解できるレベルまで、手を広げる必要はない

設立	純粋な設立以外の肢が含まれる (27-エ・オ)	純粋な設立以外の肢が含まれるのは近年の傾向であるため、今後も続くと思われる
改正	30-イのみ	来年度以降は増えると思われるので、改正に対応していないテキストをお使いの方は買い替えたほうがいい
持分 会社	例年どおり午前択一は易しい (第 32 問)	午前択一では細かい知識は不要
判例	商法 (第 35 問) を除くと 31-エのみ	テキスト掲載の判例が少ないなら “少し” 判例知識を増やす
学説 問題	なし	会社法の学説問題は、知識で対応するのは困難 (26-31, 25-32, 22-31)
商法	商行為総則からの出題だが非常に難しい (第 35 問)	商行為各論まで学習したほうがいい

2. 全肢（少なくとも間違えた問題）とテキストを照らし合わせる

3. 過去問知識だけで合格することは絶対にできない

過去問のみで正解可能な問題数：18 問

テキスト・過去問で正解可能な問題数：31 問

※前記表参照

→①テキストのアウトプットを学習のメインとする

②過去問学習においては、過去問を解くときに自分で線を引いた箇所が、テキストに線を引いた箇所と同じかを確認する

③問題冒頭のテーマを見ずに問題を解く練習を “少し” する

4. 複数の知識に使える視点を意識して勉強する

5. 2年連続同じ肢は出る

・ 26-7-イ→27-10-ウ

・ 26-20-エ→27 記述

4 「できなかった箇所」だけを見ない

「できた箇所」も見る

∴ そうしないと成長しない

- ex1. 直前期に「テキストの読み込み」をやめ、アウトプットをしながらテキストを読んだため、点数が上がった
- ex2. 会社法・商業登記法の苦手意識は克服できた
- ex3. (専業受験生の方) 1日の勉強時間が10時間をきることはなかった
- ex4. (兼業受験生の方) 1日5～6時間勉強できた

平成 27 年 6 月 20 日実施『本試験出題予想会』松本予想的中

10 (14) 問的中

【午前択一】

	分野		論点	論点
憲法	人権	精神的自由権 (表現の自由)	報道の自由・取材の自由	第 1 問 △
		社会権	生存権	
	統治	裁判所	裁判官の身分保障 (裁判官の独立・国民審査)	
		三権以外	財政	
民法	総則	意思表示	(通謀) 虚偽表示	第 5 問 ○
		代理	・(有権代理) 復代理 ・(無権代理) 無権代理と相続	
		時効	時効 (援用) の法的性質	
	物権	177 条	登記請求権 【そろそろ出そうな判例】 <i>最判平 22. 12. 16</i> A→B→C と順次に所有権が移転した場合において、C が A に対し、A から C に対する真正な登記名義の回復を原因とする所有権移転登記手続を請求することは許されな い。 「物権変動の過程を忠実に」という大原則があります。 よって、実際の物権変動とは一致しない登記を認める真正な登記名義の回復によることは、他の手段では登記する方法がないなど、できる限り限定的に解すべきです。	
		消滅	混同	
	占有権	目的物の返還時の清算 (民法 189 条～191 条, 196 条)	第 9 問 ○	

		用益権	地役権	第 11 問 ○
担保物権	典型担保	抵当権以外	留置権	第 12 問 ○
			質権	第 13 問 ○
		抵当権	・ 抵当権の効力の及ぶ範囲 ・ 抵当権の処分	
	非典型担保	譲渡担保・所有権留保・代理受領の総合問題	第 15 問 △	
債権	債権総論	・ 履行遅滞を生ずる時点と消滅時効の起算点の比較		
		・ 保証	第 17 問 ○	
	契約総論	・ 契約の成立 ・ 解除		
	契約各論	・ 死因贈与と遺贈の比較 ・ 契約当事者の義務（消費貸借・使用貸借・請負・委任・寄託の比較問題）		
	法定債権関係	不法行為		
親族	婚姻	婚姻の要件		
	親子	嫡出子	第 20 問 △	
相続	相続人	・ 遺産分割	第 23 問 ○	
		・ 相続欠格と廃除	第 22 問 ○	
	遺言	遺言の方式		
刑法	総論		・ 未遂	第 25 問 ○
			・ 執行猶予	
	各論	財産罪	窃盗罪（横領罪）	
その他		賄賂罪		

会社 法	設立	発起設立と募集設立の比較	
	株式関連	新株予約権	
	機関	<ul style="list-style-type: none"> ・株主総会と取締役会の比較 ・会計参与と会計監査人の比較 ・指名委員会等設置会社と監査等委員会設置会社の比較 	
	計算	資本金と準備金	
	解散・清算	機関	第 31 問 ○
	持分会社	合同会社と株式会社の比較	
	組織再編	株式交換と株式移転の比較	第 34 問 △
	訴訟	訴訟	
	商法	運送営業，場屋営業，代理商	

主な担当講座		基礎講座「リアリスティック一発合格松本基礎講座」
著書	勉強法	『司法書士5ヶ月合格法』（自由国民社）
		『予備校講師が独学者のために書いた 司法書士 5ヶ月合格法』（すばる舎）
	記述	『司法書士 リアリスティック不動産登記法 記述式』（日本実業出版社） 『司法書士 リアリスティック商業登記法[記述式]解法』（日本実業出版社）
ネット メディア	「All About」で連載中 http://allabout.co.jp/gm/gt/2754/	
ホームページ	「リアリスティック司法書士試験」 http://shihousyoshi.sakura.ne.jp/	
ブログ	「司法書士試験超短期合格法研究ブログ」 http://shihousyosikenn.jp/	
Facebook	松本 雅典 https://www.facebook.com/masanori.matsumoto.7	
Twitter	松本 雅典（司法書士試験講師）@matumoto_masa https://twitter.com/matumoto_masa	

【近日開催ガイダンス】

- ・ 司法書士試験受験経験者のための行政書士試験対策特別セミナー
7月19日（日）11:00～12:00 東京本校 LIVE
行政書士試験の超有名講師である山田先生（リーダーズ総合研究所）との対談です。
- ・ 中上級者も基礎からやり直したい人はリアリスティックで
7月19日（日）13:00～14:00 東京本校 LIVE